

札幌市グリーン購入ガイドライン

令和3年9月改定

—目次—

1	目的	- 1 -
2	適用範囲	- 1 -
3	基本的な考え方	- 1 -
4	定義	- 2 -
5	調達方法	- 2 -
	(1) 原則	- 2 -
	(2) 選定方法	- 2 -
6	集計・報告	- 3 -
	(1) 報告方法	- 3 -
	(2) 報告対象物品	- 3 -
	(3) 留意事項	- 3 -
7	対象品目及び判断基準	- 4 -
	(1) 物 品	- 4 -
	(2) 自動車	- 14 -
	(3) 役務	- 15 -
	(4) 公共工事	- 51 -

1 目的

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的な発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。本市は、そのような認識の下、率先して環境に配慮した事業活動を行うため、札幌市環境マネジメントシステムを構築し、環境方針に「環境負荷の少ない製品やサービスの利用の推進」を掲げ、環境負荷の低減に資する物品及び役務を優先的に調達する取組（以下「グリーン購入」という。）を行っている。

一方、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号、以下「法」という。）が平成 13 年 4 月に施行され、地方公共団体についても法に基づく取組みが期待されている。

このような状況を踏まえ、本市のあらゆる事業活動において、グリーン購入を効果的に推進していくため、札幌市グリーン購入ガイドラインを定める。

2 適用範囲

札幌市環境マネジメントシステムの適用範囲とする。

3 基本的な考え方

- (1) 物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達（レンタル・リースを含む。）にあたっては、価格や品質などに加え、環境保全の観点を考慮事項とし、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。
- (2) 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、典型 7 公害、生物多様性への影響、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷低減を考慮した物品等を選択する。
- (3) 環境負荷の低減に資する物品等（以下「グリーン物品」という。）の調達にあたっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、グリーン物品の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、調達されたグリーン物品について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

4 定義

本ガイドラインにおいて、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」	本基準を満たすものが「札幌市グリーン購入ガイドライン」に規定するグリーン物品となる。
「配慮事項」	グリーン物品であるための要件ではないが、調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項。

5 調達方法

(1) 原則

対象品目を調達する場合は、判断基準を満たすものを選択する。

また、対象品目以外についても、「3 基本的な考え方」に基づき物品等を選定するよう努めるものとする。

ただし、次の場合にはグリーン物品以外のものを選択することができる。

ア 同類製品に比較して価格が著しく高価な場合。

イ 機能性・安全性等の観点からグリーン物品により難しい場合。

ウ グリーン物品が確認できない場合。

エ 対応できる業者が少数で、公正な価格競争が困難と認められる場合

(2) 選定方法

次の方法を参考にグリーン物品を選択する。

ア 製品カタログやパンフレットで、エコマークなどの環境ラベルが付いているものを選択する。

【参考】環境ラベル等データベース（環境ラベル情報）

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/touroku.html>

イ 次のデータベースに掲載されているものの中から選択する。

区分	入手先
エコマーク商品	・(財)日本環境協会エコマーク事務局 ・グリーンステーション http://www.greenstation.net/
グリーン購入法適合品	・グリーン購入法適合品データダウンロード https://gpn.jp/econet/g-law/ ※会員専用ページのため、ログインIDが必要です。 EMS事務局(211-2872)までお問い合わせください。 ・エコ商品ねっと http://www.gpn.jp/econet/

省エネ機器	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ性能カタログ http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/more/
-------	---

ウ メーカー、取扱事業者等に直接確認する。

6 集計・報告

(1) 報告方法

札幌市環境マネジメントマニュアルの「4.1 管理項目の実績把握」に基づき、毎年1回、各局（区）長は、局（区）内の用品を除く報告対象物品の購入実績等（総購入量、グリーン物品の購入量、グリーン物品以外の物品を購入した場合の理由）を集計し、その結果を環境管理事務局に報告する。

(2) 報告対象物品

別表1に掲げる対象品目のうち、同表の報告対象欄に「○印」のある物品について集計・報告するものとする。

(3) 留意事項

ア リース・レンタル契約の取扱い

新たな機器を調達するもの及び機種を変更するもののみを対象とする。ただし、契約方法が変わった場合でも機器自体が変更されなければ対象とはしない。

イ 用品の取扱い

用品の購入実績等の集計及び結果報告は、会計室において行う。

7-(1) 物 品

7 対象品目及び判断基準

(1) 物 品

品目及び判断の基準等

<p>物品 (表 1 に掲げるもの)</p>	<p>【判断の基準】 次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">○ 環境ラベル品 (エコマーク等の第三者機関や業界団体等が実施する環境ラベル (13 ページ表 2 参照) が付されているもの)○ グリーン購入法適合品 (国の「環境物品等の調達に関する基本方針」に示された判断基準を満たすもの)
----------------------------	--

表1 グリーン購入対象品目一覧（物品）

分野	対象品目	報告対象	備考												
紙類（7）	コピー用紙	○	下表を参考に「kg単位」で集計 【コピー用紙・55kg】の重量 <table border="1"> <tr> <td>A4</td> <td>4.0g/枚</td> <td>2.0kg/500枚1包</td> </tr> <tr> <td>A3</td> <td>8.0g/枚</td> <td>4.0kg/500枚1包</td> </tr> <tr> <td>B5</td> <td>3.0g/枚</td> <td>1.5kg/500枚1包</td> </tr> <tr> <td>B4</td> <td>6.0g/枚</td> <td>3.0kg/500枚1包</td> </tr> </table> * 55kgとは、四六判（788mm×1091mm）の紙1,000枚分の重さ	A4	4.0g/枚	2.0kg/500枚1包	A3	8.0g/枚	4.0kg/500枚1包	B5	3.0g/枚	1.5kg/500枚1包	B4	6.0g/枚	3.0kg/500枚1包
	A4	4.0g/枚	2.0kg/500枚1包												
	A3	8.0g/枚	4.0kg/500枚1包												
	B5	3.0g/枚	1.5kg/500枚1包												
	B4	6.0g/枚	3.0kg/500枚1包												
	フォーム用紙														
	インクジェットカラープリンター用塗工紙														
塗工されていない印刷用紙	○	※「印刷用紙」として合わせて集計 外注印刷を含む。 下表又は印刷物の実測重量を参考に「kg単位」で集計 【上質紙・90kg】の重量 <table border="1"> <tr> <td>A4</td> <td>6.5g/枚</td> </tr> <tr> <td>A3</td> <td>13.0g/枚</td> </tr> <tr> <td>B5</td> <td>5.0g/枚</td> </tr> <tr> <td>B4</td> <td>10.0g/枚</td> </tr> </table> * 90kgとは、四六判（788mm×1091mm）の紙1,000枚分の重さ	A4	6.5g/枚	A3	13.0g/枚	B5	5.0g/枚	B4	10.0g/枚					
A4			6.5g/枚												
A3	13.0g/枚														
B5	5.0g/枚														
B4	10.0g/枚														
塗工されている印刷用紙															
トイレットペーパー	○														
ティッシュペーパー															
文具類（83） （文具類については、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、対象とする品目に含まれないものとする。）	シャープペンシル														
	シャープペンシル替芯														
	ボールペン	○													
	マーキングペン	○													
	鉛筆														
	スタンプ台														
	朱肉														
	印章セット														
	印箱														
	公印														
	ゴム印														
	回転ゴム印														
	定規														
	トレー														
	消しゴム														
	ステープラー（汎用型）														
ステープラー（汎用型以外）															
ステープラー針リムーバー															

7-(1) 物 品

分野	対象品目	報告対象	備考	
文具類（つづき）	連射式クリップ（本体）			
	事務用修正具（テープ）			
	事務用修正具（液状）			
	クラフトテープ			
	粘着テープ（布粘着）			
	両面粘着紙テープ			
	製本テープ			
	ブックスタンド			
	ペンスタンド			
	クリップケース			
	はさみ			
	マグネット（玉）			
	マグネット（バー）			
	テープカッター			
	パンチ（手動）			
	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）			
	紙めくりクリーム			
	鉛筆削（手動）			
	OAクリーナー（ウェットタイプ）			
	OAクリーナー（液タイプ）			
	ダストブロワー			
	レターケース			
	メディアケース		CD、DVD及びBD用	
	マウスパッド			
	OAフィルター（枠あり）			
	丸刃式紙裁断機			
	カッターナイフ			
	カッティングマット			
	デスクマット			
	OHPフィルム			
	絵筆			
	絵の具			
	墨汁			
	のり（液状）（補充用を含む。）			
	のり（澱粉のり）（補充用を含む。）			
	のり（固形）（補充用を含む。）			
	のり（テープ）			
	ファイル		○	穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等

分野	対象品目	報告対象	備考
文具類（つづき）	バインダー		MPバインダー、リングバインダー等
	ファイリング用品		ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙
	アルバム（台紙を含む。）		
	つづりひも		
	カードケース		
	事務用封筒（紙製）	○	※「封筒」として合わせて集計
	窓付き封筒（紙製）		
	けい紙		
	起案用紙		
	ノート		
	パンチラベル		
	タックラベル		
	インデックス		
	付箋紙		
	付箋フィルム		
	黒板拭き		
	ホワイトボード用イレーザー		
	額縁		
	ごみ箱		
	リサイクルボックス		
	缶・ボトルつぶし機（手動）		
	名札（机上用）		
	名札（衣服取付型・首下げ型）		
	鍵かけ（フックを含む。）		
	チョーク		
	グラウンド用白線		
	梱包用バンド		
オフィス家具等（10）	いす		
	机		
	棚		
	収納用什器（棚以外）		
	ローパーティション		
	コートハンガー		
	傘立て		
	掲示板		
	黒板		
	ホワイトボード		黒板以外の各種方式の筆記ボード
画像機器等（10）	コピー機	○	※「コピー機等」として合わせて集計 ※「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
	複合機		
	拡張性のあるデジタルコピー機		
	プリンタ	○	※「プリンタ等」として合わせて集計 ※「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
	プリンタ複合機		
	ファクシミリ		
スキャナ			

7-(1) 物 品

分野	対象品目	報告対象	備考
	プロジェクタ		コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が5000(lm)未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m以内の距離で60インチ以上のスクリーンに投写できるプロジェクタを含むものとする。
	トナーカートリッジ		新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。
	インクカートリッジ		
電子計算機等 (4)	電子計算機（パソコン）	○	次のいずれかに該当するものは、対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。 ①複合理論性能が1秒につき20万メガ演算以上のもの ②256を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの ③入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの ④演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの ⑤複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの ⑥専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの
	磁気ディスク装置		次のいずれかに該当するものは、対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。 ①記憶容量が1ギガバイト以下のもの ②ディスクの直径が40mm以下のもの ③最大データ転送速度が1秒につき270ギガバイトを超えるもの
	ディスプレイ		ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの（コンピュータモニター及びサイネージディスプレイ）
	記録用メディア		直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE
オフィス機器等 (5)	シュレッダー		次のいずれかに該当するものは、対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。 ①裁断モーターの出力が500W以上のもの ②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの
	デジタル印刷機		デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機
	掛時計		通常の執務室や会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。
	電子式卓上計算機		通常の行政事務の用に供するもの
	電池（一次電池又は小形充電式電池）	○	「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」
移動電話等（3）	携帯電話		携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するもの

分野	対象品目	報告対象	備考
	PHS		携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用PHS基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するもの
	スマートフォン		携帯電話又はPHSに携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末
家電製品 (6)	電気冷蔵庫		次の①から④のいずれかに該当するものは、対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。 ①業務の用に供するために製造されたもの ②熱電素子を使用するもの ③吸収式のもの ④ワイン貯蔵が主な用途であるもの。また、上記①から③のいずれかに該当するものは、対象とする「電気冷凍庫」に含まれないものとする。
	電気冷凍庫		
	電気冷凍冷蔵庫		
	テレビジョン受信機		次のいずれかに該当するものは、対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。 ①ブラウン管を有するテレビジョン受信機 ②産業用のもの ③水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの ④ツーリスト向け仕様のもの ⑤プラズマディスプレイ方式のもの ⑥リアプロジェクション方式のもの ⑦受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの ⑧ワイヤレス方式のもの ⑨電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
	電気便座		次のいずれかに該当するものは、対象とする「電気便座」に含まれないものとする。 ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの ②温水洗浄装置のみのもの ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの ④専ら鉄道車両において用いるためのもの ⑤幼児用大便器において用いるためのもの
	電子レンジ		次のいずれかに該当するものは、対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。 ①ガスオーブンを有するもの ②業務の用に供するために製造されたもの ③定格入力電圧が200ボルト専用のもの ④庫内高さが135ミリメートル未満のもの ⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

7-(1) 物 品

分野	対象品目	報告対象	備考
エアコンディショナー等 (3)	エアコンディショナー		<p>次のいずれかに該当するものは、対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。</p> <p>①冷房能力が28kW（マルチタイプの場合は50.4kW）を超えるもの</p> <p>②ウィンド形・ウォール型及び冷房専用のもの</p> <p>③水冷式のもの</p> <p>④圧縮用電動機を有しない構造のもの</p> <p>⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの</p> <p>⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの</p> <p>⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの</p> <p>⑧スポットエアコンディショナー</p> <p>⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの</p> <p>⑩高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム</p> <p>⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの</p> <p>⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの</p> <p>⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの</p> <p>⑭熱回収式マルチエアコン</p>
	ガスヒートポンプ式冷暖房機		JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kWを超え28kW未満のもの
	ストーブ		<p>ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。</p> <p>①開放式のもの</p> <p>②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの</p> <p>③半密閉式ガスストーブ</p> <p>④最大の燃料消費量が4.0L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ</p> <p>⑤最大の燃料消費量が2.75L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ</p>
温水器等 (4)	ヒートポンプ式電気給湯器		
	ガス温水機器		<p>次のいずれかに該当するものは、対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。</p> <p>①貯蔵式湯沸器</p> <p>②業務の用に供するために製造されたもの</p> <p>③ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの</p> <p>④浴室内に設置する構造のガスふろがままであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの</p> <p>⑤給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま</p>

分野	対象品目	報告対象	備考
	石油温水機器		次のいずれかに該当するものは、対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。 ①ポット式バーナー付きふるがま ②業務の用に供するために製造されたもの ③薪材を燃焼させる構造を有するもの ④ゲージ圧力0.1MPaを超える温水ボイラー
	ガス調理機器		次のいずれかに該当するものは、対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。 ①業務の用に供するために製造されたもの ②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの ③ガスグリル ④ガスクッキングテーブル ⑤ガス炊飯器 ⑥カセットこんろ
照明（4）	LED照明器具	○	※「照明器具」として合わせて集計 ※「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形、卓上スタンド、投光器及び防犯灯として使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。 ※「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。
	LEDを光源とした内照式表示灯		
	蛍光ランプ	○	※「ランプ」として合わせて集計 ※「蛍光ランプ」とは、大きさの区分が40形の直管蛍光灯（FL、FLR、HF）を対象とし、LEDについては対象外とする。 ※「電球形状のランプ」とは白熱電球（口金がE11、E17、E26の一般的な電球照明）用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。
電球形状のランプ			
消火器（1）	消火器		粉末（ABC）消火器（「消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。
制服・作業服等（4）	制服	○	※「制服・作業服等」として合わせて集計 ※「制服・作業服」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したものを対象とする。 ※「帽子」については、ポリエステル繊維を使用したものは対象とする品目に含まれないものとする。
	作業服		
	帽子		
	靴		※「靴」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したものを対象とする。

7-(1) 物 品

分野	対象品目	報告対象	備考
インテリア・寝装寝具 (11)	カーテン		
	布製ブラインド		
	金属製ブラインド		
	タフテッドカーペット		
	タイルカーペット		
	織じゅうたん		
	ニードルパンチカーペット		
	毛布		
	ふとん		
		ベッドフレーム	
	マットレス		高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については、含まれないものとする。
作業手袋 (1)	作業手袋	○	主要材料が繊維のものを対象とする。革製、ゴム製等のものについては、含まれないものとする。
その他繊維製品 (7)	集会用テント		
	ブルーシート		
	防球ネット		
	旗		
	のぼり		
	幕		「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。
	モップ		
災害備蓄用品 (10)	災害備蓄用飲料水		災害備蓄用品として調達するものに限る。個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
	アルファ化米		
	保存パン		
	乾パン		
	レトルト食品等		
	栄養調整食品		
	フリーズドライ食品		
	非常用携帯燃料		
	携帯発電機		
非常用携帯電源			
ごみ袋等 (1)	プラスチック製ごみ袋		※対象とするものは、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められているもの、地方公共団体が一般廃棄物処理にあたって指定しているもの、特殊な用途等に使用するものは対象外とする。
174品目		15	

表 2 環境ラベル一覧

エコマーク	エコリーフ環境ラベル
 <p>公益財団法人日本環境協会 http://www.ecomark.jp/</p>	 <p>一般社団法人産業環境管理協会 http://www.ecoleaf-jemai.jp/</p>
PC グリーンラベル	国際エネルギースタープログラム
 <p>一般社団法人パソコン 3R 推進協会 https://www.pc3r.jp/greenlabel/index.html</p>	 <p>経済産業省 https://www.energystar.gov.jp/</p>
省エネラベリング制度	統一省エネラベル
 <p>経済産業省 http://www.eccj.or.jp/labeling/index.html</p>	 <p>経済産業省 http://www.eccj.or.jp/machinery/labeling_program/index.html</p>
再生紙使用マーク	グリーンマーク
 <p>3R 活動推進フォーラム http://3r-forum.jp/ 古紙パルプ配合率100%再生紙を使用 ※配合率 100%未満のマーク (R70, R50 等) も可</p>	 <p>公益財団法人古紙再生促進センター http://www.prpc.or.jp/</p>
牛乳パック再利用マーク	間伐材マーク
 <p>特定非営利活動法人集めて使うリサイクル協会 http://www.r-kyokai.org/ 全国牛乳パックの再利用を考える連絡会 http://www.packren.org/</p>	 <p>全国森林組合連合会 http://www.zemori.org/k anbatsu/mark/</p>
PET ボトルリサイクル推奨マーク	FSC 認証制度(森林認証制度)
 <p>PET ボトルリサイクル推進協議会 http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/</p>	 <p>FSC (Forest Stewardship Council : 森林管理協議会) https://jp.fsc.org/jp-jp</p>
衛生マーク	バイオマスマーク
 <p>全日本ベッド工業会 http://www.zennihon-bed.jp/</p>	 <p>一般社団法人日本有機資源協会 https://www.jora.jp/biomassmark/</p>
北海道リサイクル製品認定制度	グリーンプリンティング認定制度
 <p>北海道 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/re/nint eiseido/ntop.html</p>	 <p>一般社団法人日本印刷産業連合会 https://www.jfpi.or.jp/greenprinting/</p>

※これら以外のマークであっても、環境に配慮した物品であることの確認が取れるのであれば環境ラベルに含む。

7-(1) 物 品

(2) 自動車

品目及び判断の基準等

公用車（緊急自動車、 特殊車両（9、0ナンバ ー）は除く。）	【判断の基準等】 「札幌市公用車の次世代自動車導入指針」による
--------------------------------------	------------------------------------

(3) 役 務

(3.1) 省エネルギー診断

品目及び判断の基準

省エネルギー診断	<p>【判断の基準】</p> <p>○表 1 に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎における設備等の稼働状況・運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表 2 の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。</p>
----------	--

備考) 当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の設定に係る提案は、エネルギー管理方法に含まれる。

表 1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表 2

過去 3 年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

(3.2) 印刷

品目及び判断の基準等

印刷	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <p>①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>②表1に示されたB、C及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと。</p> <p>③印刷物へリサイクル適性の表示に努めること。</p> <p><個別事項></p> <p>①オフセット印刷</p> <p>ア. バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。</p> <p>イ. インキの化学安全性が確認されていること。</p> <p>②デジタル印刷</p> <p>ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。</p> <p>イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①印刷用紙は可能な限り古紙配合率の高いものを使用すること。</p> <p>②印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</p> <p>③デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p>
----	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とし、文具類等の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。
- 2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。
- 3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式又はインクジェット方式による印刷方式をいう。
- 4 判断の基準<共通事項>②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。
- 5 判断の基準<共通事項>③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
- ア. Aランクの材料のみ使用の場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
- イ. A又はBランクの材料のみ使用（ア.の場合を除く）する場合は「板紙にリサイクルで

きます」

ウ. C又はDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用していない」

- 6 判断の基準<個別事項>①の「バイオマス含有したインキ」とは、バイオマス割合（再生可能な生物由来の有機性原材料（植物由来の油を含み、化石資源を除く。）の含有量の割合）及び石油系溶剤割合（インキに含まれる石油（化石燃料系）を原料とした溶剤の含有量の割合）が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UVインキはVOC成分（WHO（世界保健機関）の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分類される揮発性有機化合物）が3%未満かつリサイクル対応型UVインキであることをもって、判断の基準<個別事項>①アの基準に適合するものとみなす。

インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合
枚葉インキ	30%以上	30%以下
オフ輪インキ	20%以上	45%以下
金インキ（枚葉・オフ輪）	10%以上	25%以下
新聞インキ（ノンヒートオフ輪）	30%以上	30%以下

備考1 インキにはOPニス及びメジウムを含む。

2 油性ビジネスフォームインキは枚葉インキの基準を適用する。

- 7 「芳香族成分」とは、JIS K2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
- 8 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。
- 9 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファン シーペーパー(A)*／ 樹脂含浸透紙（水溶 性のもの）	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファン シーペーパー(B)*／ ポリエチレン等樹脂 コーティング紙／ポ リエチレン等樹脂ラ ミネート紙／グラシ ンペーパー／インデ ィアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファン シーペーパー(C)*／ 樹脂含浸紙（水溶性の ものを除く）／硫酸紙 ／ターポリン紙／ロウ 紙／セロハン／合成紙 ／カーボン紙／ノーカ ーボン紙／感熱紙／圧 着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙 ／感熱性発泡紙／芳 香紙

7-(3) 役 務

② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー		
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化 EVA 系ホットメルト ☆／PUR 系ホットメルト ☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	—
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、UV ラミコート／箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	—
④ その他	—	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

注1 ☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライトナー）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注2 *印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

(3.3) 食堂

品目及び判断の基準等

食堂	<p>【判断の基準】</p> <p>○庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>①生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。</p> <p>②繰り返し利用できる食器（はしを除く）が使われていること。</p> <p>③食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。</p> <p>④食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。</p> <p>⑤食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>⑥食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。）で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>⑦提供する飲食物の量を調整可能とすること又は消費者に求められた場合に持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。</p> <p>⑧食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>⑨食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス等）、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じていること。</p>
----	---

- 備考) 1 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。
- 2 判断の基準④及び⑥の「再生利用等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく再生利用等のことをいう。
- 3 判断の基準④及び⑤の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 4 判断の基準⑤については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者には該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。
- 5 判断の基準⑦に関して、食堂は客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明の上、持ち帰り容器を提供する。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合には、要望に応じずに提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めることが求められる。
- 6 判断の基準⑨については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。

7-(3) 役 務

(3.4) 自動車専用タイヤ更生

品目及び判断の基準等

自動車専用 タイヤ更生	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。</p> <p>②再生することなく再溝切りが可能であること（タイヤのリググループ）。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。</p> <p>②走行時の静粛性及び安全性の確保に配慮されていること。</p> <p>③製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とするタイヤは、「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。

2 JIS K6329（更生タイヤ）に適合する更生タイヤは、判断の基準①を満たす。

(3.5) 自動車整備

品目及び判断の基準等

自動車整備	<p>【判断の基準】</p> <p>①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。</p> <p>②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。</p> <p> なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。</p> <p> イ. エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。</p>
-------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。
- 2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。
- 3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。
- 4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。
- 5 本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く）を対象とする。
- 6 本項の判断の基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度（昭和49年1月21日環境庁告示第1号）による。
- 7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

(3.6) 庁舎管理等

品目及び判断の基準等

<p>庁舎管理</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、管理基準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。</p> <p>ア. 空気調和設備、換気設備 イ. ボイラー設備、給湯設備 ウ. 照明設備、昇降機、動力設備 エ. 受変電設備</p> <p>③当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づき、その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。</p> <p>④常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。</p> <p>ア. エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。</p> <p>イ. 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。</p> <p>ウ. 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年度比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行ない、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。</p> <p>②省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。</p> <p>③エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。</p> <p>④庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えい防止のための適切な措置が講じられていること。</p>
-------------	--

植栽管理	<p>【判断の基準】</p> <p>①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○病虫害予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。</p>
------	--

- 備考) 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。
- 2 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び配慮事項①については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。
- 3 庁舎管理に係る判断の基準②の施設において実施すべき措置等は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、別表を参考として選定するものとする。
- 4 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。
- 5 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び配慮事項①については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。
- 6 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
- 7 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 8 植栽管理に係る配慮事項の「総合的病虫害・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。
- 9 植栽管理に係る判断の基準②及び配慮事項については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付25消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。

加煙試験	<p>【判断の基準】</p> <p>○加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

- 備考) 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。
- 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。

清掃	<p>【判断の基準】</p> <p>①清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>③ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>④資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。</p> <p>⑤清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。</p> <p>⑥環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。</p>
----	--

- 備考) 1 判断の基準②の「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液又は石けんの製造事業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。
- 2 清掃における判断の基準④の紙類の排出に当たって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1及び2を参考とし、清掃事業者等と協議の上古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。
- 3 清掃における判断の基準⑤の揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。
- 4 清掃における判断の基準⑥の環境負荷低減が図られる清掃方法等とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。
- 5 調達を行う各機関は、床維持材の剥離洗浄廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずること。

タイルカーペット洗浄	<p>【判断の基準】</p> <p>①洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m²以下であること。</p> <p>②洗浄に使用する水量が40L/m²以下であること。</p> <p>③洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準（「清掃」参照。）を満たすこと。</p> <p>④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。</p> <p>②洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。</p> <p>④洗浄に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p>
------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。
- 2 判断の基準④の透視度は JIS K 0120 による。
- 3 配慮事項③の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象となる物質をいう。

機密文書処理	<p>【判断の基準】</p> <p>①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。</p> <p>②機密文書の処理にあたっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じた上で、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすよう努めること。</p> <p>ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。</p> <p>イ. 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。</p> <p>ウ. 破碎処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。</p> <p>③適正処理が行われたことを示す機密処理完了証明書を発注者に提示できること。</p>
--------	--

- 備考) 1 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出にあたって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。
- 2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 判断の基準②の破碎処理の発注にあたっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は 10mm×50mm 以上）。
- イ. 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は 5mm 以上）。
- 3 判断の基準③の「機密処理完了証明書」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破碎などの処理を事業者へ委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りではない。
- 4 調達を行う各機関は、平成 18 年（2006 年）5 月 29 日付け札総第 298 号「廃棄文書の取り扱いについて（通知）」を参照すること。

別表 1

古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応型印刷物	「印刷用の紙にリサイクルできます」の印刷物（Aランクの材料のみ使用）
	「板紙へリサイクルできます」の印刷物（AまたはBランクの材料のみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

備考）「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表 2

古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）
	感熱発泡紙
	合成紙
紙以外	粘着テープ類
	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
	フィルム類
	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
布製品	

害虫防除	<p>【判断の基準】</p> <p>①害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。</p> <p>③害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>④防除作業にあたり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。</p> <p>⑤殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。</p>
------	--

備考) 本項の判断の基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		常駐管理	常駐管理以外			
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施	—			○
	デマンドの状況により手動によるこまめな調節	随時実施	—			○
	進相用コンデンサによる力率管理の徹底（手動の場合）	随時実施	—	○		
照明設備	作業スペースの過剰照明、窓際の間引き	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施		○	
	廊下・ホールの消灯、間引きの徹底	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施		○	
	トイレ・給湯室不在時の消灯	毎日実施	—		○	
	空室・倉庫等の消灯	毎日実施	適宜実施			○
	昼休みの消灯	毎日実施	—		○	
	残業時間帯における部分消灯、場所の集約化	毎日実施	—		○	
	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施	—		○	
	器具の清掃による照明効率の向上	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	定期的なランプ交換の実施	1回/2～3年	1回/2～3年			○
	間仕切りの取り止め	適宜実施	—		○	
	OA ルーバーの取り止め	適宜実施	—		○	
	机の配置、作業個所の適正化	適宜実施	—		○	
	ソーラータイマーのこまめな調整	月1回以上実施	月1回以上実施			○
	局部照明の採用	随時実施	—		○	
	手動によるこまめな点消灯	随時実施	—		○	
搬送設備	エレベータ・エスカレータの運転間引き	毎日実施	—			○
	階段利用の促進	毎日実施	—		○	
	停止階の間引き	毎日実施	—			○
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施	—		○	
給排水・衛生設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施		○	
	夏期における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施	当該期間適宜実施			○
	給湯温度の設定変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
	使用上、支障の無い範囲で給水・給湯の分岐バルブを絞込み	適宜実施	適宜実施			○

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・ 定期点 検	② 利用 者の 協力	③ 管理 運用 面
		常駐管理	常駐管理以外			
給排気設備	機械室、電気室、倉庫の換気量の制限	随時実施	随時実施	○		
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）	適宜実施	適宜実施			○
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—		○	
	ファンベルトの点検・交換	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
熱源・空調設備共通	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施		○	
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適化	毎日実施	季節ごとに実施	○		
	季節毎・室内負荷状況に応じた運転方法の最適化	週1回以上実施	季節ごとに実施			○
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止の励行	毎日実施	—	○		
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取り止め	季節・外気温に応じ実施	—			○
	温湿度センサの取付位置の適正化	適宜実施	適宜実施	○		
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化	適宜実施	適宜実施	○		
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施	—		○	
	空室・倉庫等の空調換気の停止	適宜実施	適宜実施			○
	運転時間の短縮	毎日実施	—			○
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	—		○	
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	—			○
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施	—			○
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施	—		○	
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施	—		○	
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施			○
	個人差による衣服の調整など居室者に対する啓蒙活動の実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施			○
夏季における屋上等への散水の実施（気化熱による打ち水効果）	当該期間外気温に応じ実施	—			○	

7-(3) 役 務

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・ 定期点 検	② 利用 者の 協力	③ 管 理 運 用 面
		常駐管理	常駐管理以外			
個別空調機	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施	随時実施	○		
	エアフィルタの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—	○		
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施	—			○
	空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を2℃～3℃上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施	—			○
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—		○	
	ナイトパージの実施	季節・外気温に応じ実施	—			○
	ショートサーキットの防止	随時実施	随時実施			○
	スケジュール運転の実施	随時実施	随時実施			○
	ダクトのエア漏れ・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	全熱交換器の清掃管理	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
	ゼロエネルギーバンドの最適化	毎日実施	—			○
セントラル空調システム関連	省エネ温度管理の実施（冷水は高め、温水は低め）	毎日実施	—			○
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）	随時実施	—			○
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	空調終了30分程度前での熱源機器の停止	毎日実施	—			○
ボイラー	空気比・排ガス温度等燃焼装置の最適化の実施	随時実施	随時実施			○
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	熱交換器類の伝熱面の管理	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	ボイラーの水質管理	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）の実施	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—	○		

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		常駐管理	常駐管理以外			
冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施	随時実施	○		
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	適宜実施	適宜実施	○		
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—	○		
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	随時実施	○		
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—	○		
冷却塔	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	随時実施	随時実施	○		
	冷却塔水槽の清掃	随時実施	随時実施	○		
	冷却水の薬注管理の実施	随時実施	随時実施	○		
ポンプ関連	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量の最適化の実施	随時実施	—	○		
	グランドパッキン等の水量適正管理の実施	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	断熱材の状態管理	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	3管・4管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施	随時実施	—	○		
蓄熱槽	蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適化運転の実施	随時実施	—			○
	槽内温度分布の適正管理	随時実施	—			○
ファンコイル	ペリメータ用ファンコイルの運転最適化（時間帯・設定温度）	季節・外気温に応じ実施	—	○		
	エアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	○		

7-(3) 役 務

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		常駐管理	常駐管理以外			
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—	○		
空冷ヒートポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	室内機のエアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—	○		
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
水冷パッケージ方式	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	エアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—	○		
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
	冷却水薬洗の実施	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
その他	自動販売機の節電（照明を消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施	—			○
	OA機器は昼休み等にスイッチをOFF	毎日実施	—		○	
	ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施	—		○	
	省エネに必要なエネルギーデータの把握	毎日実施	月1回以上実施	○		

注：「①日常・定期点検」は日常点検・定期点検業務で実施可能な項目

「②利用者の協力」は施設利用者（入居者、来庁者）に協力を求めることにより実施可能な項目

「③管理・運用面」は設備・機器等の管理・運用面において実施可能な項目

(3.7) 輸配送

品目及び判断の基準等

輸配送	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①モーダルシフトを実施していること。</p> <p>②判断基準①については使用実態、取組効果の数値が、判断の基準②から④については実施の有無がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p>
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。

1) 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。

2) 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。

3) 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量 1kg 以下の一口一冊の貨物をいう。

2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和 2 年 1 月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞をさけ、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

4 判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

5 判断の基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

7-(3) 役 務

- 6 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。
- 7 判断の基準④の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
 - ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
 - イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。
 - ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
 - エ. 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。
- 8 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。

別表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	<input type="checkbox"/> 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	<input type="checkbox"/> 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	<input checked="" type="checkbox"/> 点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。 <input checked="" type="checkbox"/> 目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。 <input checked="" type="checkbox"/> フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	（エア・クリーナ・エレメント関連）
	<input checked="" type="checkbox"/> エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（エンジンオイル関連）
	<input checked="" type="checkbox"/> エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	<input checked="" type="checkbox"/> エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（燃料装置関連）
	<input type="checkbox"/> 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（排出ガス減少装置関連）
	<input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（その他）
	<input checked="" type="checkbox"/> タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
	<input type="checkbox"/> トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	<input type="checkbox"/> トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	<input type="checkbox"/> デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	<input type="checkbox"/> デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目「」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(3.8) 旅客輸送（自動車）

品目及び判断の基準等

<p>旅客輸送</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○判断の基準①については使用実態、取組効果の数値が、判断の基準②から④については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p>
-------------	--

備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(令和 2 年 1 月)に基づく運転をいう。

(参考) ①自分の燃費を確認しよう②ふんわりアクセル『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

3 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

4 判断の基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

5 判断の基準④の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減ための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア及びイを満たすことをいう。

ア. エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ. 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。

ウ. 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。

6 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。

別表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
<input checked="" type="checkbox"/>	車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
(エア・クリーナ・エレメント関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(エンジンオイル関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(燃料装置関連)	
<input type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(排出ガス減少装置関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(その他)	
<input checked="" type="checkbox"/>	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

7-(3) 役 務

(3.9) 照明機能提供業務

品目及び判断の基準等

蛍光灯機能提供業務	<p>【判断の基準】</p> <p>○次の要件を満たす機能提供型サービス（サービサイジング）であること。</p> <p>①使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、蛍光灯に係る判断の基準（ランプ参照）を満たす蛍光灯が使用されていること。</p> <p>②回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。</p> <p>③蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。</p>
-----------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の「機能提供型サービス（サービサイジング）」とは、蛍光灯の所有権を業務提供者から移さず機能のみを提供し、輸送・回収・廃棄にかかる責任を業務提供者が負う役務をいう。
- 2 判断の基準③の「蛍光灯の適正処理終了を示す証明書」は、電子マニフェストや IT を活用したマニフェスト管理システムなど証明書に準ずるものでも可能とする。

(3.10) 小売業務

品目及び判断の基準等

庁舎等において営業を行う小売業務	<p>【判断の基準】</p> <p>○庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。</p> <p>②消費者のワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。</p> <p>③食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。</p> <p>イ. 食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>ウ. 食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。</p> <p>エ. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>オ. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>④店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。</p> <p>⑤ワンウェイのプラスチック製の買物袋（以下「レジ袋」という。）を提供する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されていること。</p> <p>イ. 呼び厚さが0.02mm以下であること。</p> <p>ウ. 素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。</p>
------------------	---

- 備考) 1 判断の基準①の「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 2 判断の基準②の「独自の取組」とは、商品の販売に際して消費者に買物袋等を有償で提供すること、消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘因するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 3 判断の基準③の「再生利用等」とは、食品リサイクル法に基づく再生利用等のことをいう。
- 4 判断の基準③の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 5 判断の基準③ウの「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。なお、「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。
- 6 判断の基準③エについては、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。
- 7 判断の基準④は、当該店舗においてリユースびんを使用した飲料等を販売している場合に、販売した製品の容器包装を返却・回収が可能なように回収箱の設置等を行うことをいう。
- 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。
- 9 判断の基準⑤アの「植物を原料とするプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。
- 10 判断の基準⑤イの「呼び厚さ」の基準については、主に飲食料品や日用雑貨等を販売する小売店で提供する一般的なレジ袋に適用するものとする。また、当該基準の試験方法、許容範囲等は、JIS Z 1702 に準ずるものとし、平均厚さの許容される誤差は、呼び厚さの -0.001mm から $+0.002\text{mm}$ の範囲とする。
- 11 判断の基準⑤ウは、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的とした物質の添加を妨げない。
- 12 令和3年2月19日以前に製造されたレジ袋のうち、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが10%以上使用されている製品については、本項の判断の基準⑤を満たすものとみなすこととする。
- 13 判断の基準⑤アの植物を原料とするプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について」（令和元年12月25日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

7-(3) 役 務

(3.11) クリーニング

品目及び判断の基準等

クリーニング	<p>【判断の基準】</p> <p>①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。</p> <p>②袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。</p>
--------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業をいう。
- 2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。
- 3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和 2 年 1 月）に基づく運転をいう。
- （参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞をさけ、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 4 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
- イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）等の取組を実施していること。
- ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。
- 5 配慮事項①の「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- イ. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。
- ウ. 回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。
- 6 「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。プラスチック製の袋を提供する場合は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
- 7 配慮事項②の「独自の取組」とは、サービスの提供に当たって、エコバック等の利用を推奨すること、持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認すること、ユーザに対し持ち帰り袋等を有償で提供すること、その他ユーザによる持ち帰り用の袋・包装材の削減を促進するために取り組む措置をいう。

(3.12) 自動販売機設置

品目及び判断の基準等

飲料自動販売機設置	<p>【判断の基準】</p> <p>①缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。 イ. エネルギー消費効率達成率が120%以上であること。</p> <p>②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあつては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>④自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>⑤自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。</p> <p>⑥自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑦屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。</p> <p>⑧飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</p> <p>⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</p> <p>②屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</p> <p>③カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。</p> <p>④真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</p> <p>⑤自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p> <p>⑥飲料容器の回収に当たってプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本ガイドライン「7. 対象品目及び判断基準（1）物品」における判断の基準を満たす物品が使用されていること。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
-----------	--

7-(3) 役 務

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
- ①商品が常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
- 4 判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものには適用しないものとする。
- 5 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオフロオレフィン（HFO1234yf）等。
- 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 7 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 10 判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
- 11 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
 - イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
 - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式	
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		$E=0.218V+401$
	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400mm未満のもの)		$E=0.798Va+414$
	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400mm以上のもの)	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482Va+350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482Va+500$
紙容器飲料	Aタイプ(サンプルを使用し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機(庫内2室のもの)	$E=0.306Vb+954$
		ホットアンドコールド機(庫内3室のもの)	$E=0.630Vb+1474$
	Bタイプ(商品そのものを視認し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.477V+750$
		ホットアンドコールド機	$E=0.401Vb+1261$
カップ式飲料	—	$E=1020[T \leq 1500]$ $E=0.293T+580[T > 1500]$	

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E, V, Va, Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。
- E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : kWh/年)
- V : 実庫内容積 (商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。) (単位 : L)
- Va : 調整庫内容積 (温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。) (単位 : L)
- Vb : 調整庫内容積 (温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。) (単位 : L)
- T : 調整熱容量 (湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯水量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値) (単位 : kJ)
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 19 年経済産業省告示 289 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評価項目	評価基準
リデュース (省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
	修理・保守性への配慮をしていること。	

7-(3) 役 務

リデュース（省資源化）（つづき）	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の一貫化及び材料表示を行っていること。
	分解容易性	リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
		事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

(3.13) 引越輸送

品目及び判断の基準等

引越輸送	<p>【判断の基準】</p> <p>① 梱包及び養生に使用する物品が対象品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>② 反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。</p> <p>③ 引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。</p> <p>④ 自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>イ. 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>ウ. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>エ. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。</p> <p>② 梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化に配慮されていること。</p> <p>③ 梱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、植物を原料としたプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。

2 判断の基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を定めるものとする。

3 判断の基準④は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送を行うものに適用する。

4 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

5 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和2年1月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞をさけ、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

6 判断の基準④ウの「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。

ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

7－(3) 役 務

- 7 判断の基準④ウの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 8 配慮事項①の「引越輸送の方法の適切な提案」は、発注者に対し、具体的な提案が可能となる契約方式の場合に適用する。

別表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
<input checked="" type="checkbox"/>	点検、整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
（エア・クリーナ・エレメント関連）	
<input checked="" type="checkbox"/>	エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（エンジンオイル関連）	
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（燃料装置関連）	
<input type="checkbox"/>	燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（排出ガス減少装置関連）	
<input checked="" type="checkbox"/>	排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（その他）	
<input checked="" type="checkbox"/>	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デフレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デフレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

(3.14) 会議運営

品目及び判断の基準等

会議運営	<p>【判断の基準】</p> <p>○委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。</p> <p>①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が対象品目に該当する場合は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。</p> <p>②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物の印刷をする場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。</p> <p>④会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズ及びウォームビズ ウ. 筆記具等の持参</p> <p>⑤飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>② ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。</p> <p>③ 自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、低燃費・低公害車が使用されていること。またエコドライブに努めていること。</p> <p>④ 食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。</p> <p>⑤ 資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の環境負荷低減に配慮されていること。</p>
------	---

- 備考) 1 「低燃費・低公害車」とは、本ガイドランに示した「(2)自動車」を対象とする。
- 2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(令和2年1月)に基づく運転をいう。

(参考) ①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞をさけ、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

(3.15) 印刷機能提供業務

品目及び判断の基準等

印刷機能等提供業務	<p>【判断の基準】</p> <p>①印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあつては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>イ. プリンタ又はプリンタ複合機にあつては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>ウ. ファクシミリにあつては、ファクシミリに係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>エ. スキャナにあつては、スキャナに係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>オ. デジタル印刷機にあつては、デジタル印刷機に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>カ. 契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>②カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③用紙を供給する場合であつて、特定調達品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。</p> <p>ア. コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。</p> <p>イ. 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。</p> <p>②使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>③印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------	--

7-(3) 役 務

- 備考) 1 「印刷機能等提供業務に係る機器」とは、本基本方針「5. 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びビスキャナ並びに「7. オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。
- 2 「カートリッジ等」とは、本基本方針「5-6 カートリッジ等」の対象であるトナーカートリッジ及びインクカートリッジをいう。
- 3 印刷機能等提供業務に係る機器の「導入」とは、受注者が印刷機能等提供業務に係る機器の全部又は一部を導入することをいい、受注者が当該機器以外の物品を同時に導入する場合も含む。
- 4 本項の判断の基準の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。
- ア. 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務
 - イ. 印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務
 - ウ. 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務
- 5 判断の基準①カは、資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の機器に適用する。
- 6 判断の基準④ア及びイの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的実施すること。
- 7 判断の基準④アの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷（自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る。）、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報（印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等）の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーザ認証による管理の実施等を含む。
- 8 判断の基準④イについては、環境負荷低減効果（消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等）、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。
- 9 配慮事項②は、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。
- 10 調達を行う各機関は、ユーザ認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。

(4) 公共工事関連

品目及び判断の基準等

公共工事	<p>【判断の基準】</p> <p>○設計図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材(材料及び機材を含む)、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

表1 資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
		路盤材	再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料(重防食)	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	
		園芸資材	バークたい肥	
		道路照明	LED道路照明	
		タイル	セラミックタイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材	
			集成材	
			合板	
			単板積層材	
			直交集成材	
フローリング	フローリング			
再生木質ボード	パーティクルボード			
	繊維板			
再生木質ボード(つづき)	木質系セメント板			

7 - (4) 公共工事関連

公共工事 (つづき)	資材 (つづき)	木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
		ビニル系床材	ビニル系床材	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
			送風機	
			ポンプ	
		配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
	大便器			
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
目的物	舗装	排水性舗装	表5	
		透水性舗装		
	屋上緑化	屋上緑化		

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。

備考) 建設汚泥再生処理・再生材利用試験施工の実施要領及び基準（案）に定める基準を満足するものであること。

※ 原則として、汚泥発生部局内で発生量を使用する。

札幌市が許可する施設を使用すること。

品目分類	品目名	判断の基準等
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	中温化アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。

備考) 【舗装】 指定の施設で製造されたものであること。

特記仕様書等に定める基準等を満足するものであること。

施工時期を考慮のうえ使用すること（寒冷期は好ましくない）

「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

品目分類	品目名	判断の基準等
路盤材	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。

備考) 【路盤、基礎砕石等】 指定の中間処理業施設で製造されたものであること。

「コンクリート再生骨材暫定品質基準」を満足するものであること。

品目分類	品目名	判断の基準等
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。

備考) 【柵等】 耐久性・維持管理等を考慮して採用を行うこと。

7-(4) 公共工事関連

品目分類	品目名	判断の基準等
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。

備考) 【高炉セメント】

(護岸基礎、橋梁下部工、地盤改良工等)

生コンは早期強度を必要としないものであること。

セメントの試験成績表により確認できること。

JIS R 5211 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

【フライアッシュセメント】

(ダム等のマスコンクリート、地盤改良工等)

生コンは早期強度を必要としないものであること。

セメントの試験成績表により確認できること。

JIS R 5213 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準等
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 1×10^{-2} cm/sec 以上であること。

備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書 B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-1 平板) で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

品目分類	品目名	判断の基準等
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 ○吹付けコンクリートであって、 1m^3 当たり 100kg 以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。

備考) 法面工等に採用

品目分類	品目名	判断の基準等
塗料	下塗用塗料(重防食)	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。

品目分類	品目名	判断の基準等					
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比 15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td rowspan="2">溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法						
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化						
下水道汚泥							

備考) 【道路等舗装】重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。

判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

品目分類	品目名	判断の基準等
園芸資材	バークたい肥	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・ 炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・ 陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上 ・ pH 5.5～7.5 ・ 水分 55～65% ・ 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・ 窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・ リン酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・ 加里全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上

7-(4) 公共工事関連

品目分類	品目名	判断の基準等
道路照明	LED 道路照明	<p>【判断の基準】</p> <p>○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表 1 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。</p> <p>②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表 2 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。</p> <p>③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表 3 に示された種別ごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。</p>

備考) 1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法—第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式の LED モジュールの寿命及び同

一形式の LED モジュール用制御装置の寿命の残存率が 50%となる時間の平均値をいう。

なお、「LED モジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させた LED モジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（LED モジュールの規定光束）の 80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、

「LED モジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LED モジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表 1 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力	
連続照明	a	2車線 路面輝度 1.0cd/m ² 歩道有り	125VA	
	b	2車線 路面輝度 1.0cd/m ² 歩道無し		
	c	3車線 路面輝度 1.0cd/m ² 歩道有り	180VA	
	d	3車線 路面輝度 1.0cd/m ² 歩道無し		
	e	2車線 路面輝度 1.0cd/m ² 高規格	175VA	
	f	2車線 路面輝度 0.7cd/m ² 歩道有り	95VA	
	g	2車線 路面輝度 0.7cd/m ² 歩道無し		
	h	3車線 路面輝度 0.7cd/m ² 歩道有り	125VA	
	i	3車線 路面輝度 0.7cd/m ² 歩道無し		
	j	2車線 路面輝度 0.7cd/m ² 高規格	120VA	
	k	平均路面輝度 0.5cd/m ² 歩道有り	70VA	
	l	平均路面輝度 0.5cd/m ² 歩道無し		
歩道照明	—	平均路面照度 5lx	20VA	
	—	平均路面照度 10lx	40VA	
局部照明	m	十字路（2車線×2車線） 20lx	160VA	
	n	十字路（2車線×2車線） 15lx	125VA	
	o	十字路（2車線×2車線） 10lx	95VA	
	p	十字路（4車線×2車線） 20lx	連続照明用	125VA
			交差点隅切り部分	120VA
	q	十字路（4車線×2車線） 15lx	連続照明用	95VA
			交差点隅切り部分	95VA
	q'	十字路（4車線×2車線） 10lx	連続照明用	70VA
			交差点隅切り部分	70VA
	r	十字路（4車線×4車線） 20lx	連続照明用	125VA
			交差点隅切り部分	120VA
	s	十字路（4車線×4車線） 15lx	連続照明用	95VA
			交差点隅切り部分	95VA
	t	十字路（6車線×4車線） 20lx	連続照明用	125VA
			交差点隅切り部分	120VA
	u	十字路（6車線×4車線） 15lx	連続照明用	95VA
			交差点隅切り部分	95VA
	—	T字路（2車線×2車線） 20lx	95VA	
	—	T字路（2車線×2車線） 15lx	70VA	
	—	T字路（2車線×2車線） 10lx	70VA	
	—	T字路（4車線×2車線） 20lx	連続照明用	125VA
			交差点隅切り部分	120VA
	—	T字路（4車線×2車線） 15lx	連続照明用	95VA
			交差点隅切り部分	95VA
	—	T字路（4車線×2車線） 10lx	連続照明用	70VA
			交差点隅切り部分	70VA
	—	Y字路（4車線×2車線） 20lx	125VA	
	—	Y字路（4車線×2車線） 15lx	95VA	
—	Y字路（4車線×2車線） 10lx	70VA		
v	歩行者の背景を照明する方式 20lx	180VA		
—	歩行者の背景を照明する方式 10lx	95VA		
w	歩行者の自身を照明する方式 20lx	180VA		
—	歩行者の自身を照明する方式 10lx	95VA		

7-(4) 公共工事関連

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成 27 年 3 月 国土交通省)による。
 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。
 3 電球色 LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の 1.2 倍の値を標準とする。

表 2 トンネル照明器具(基本照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40 (km/h) 2 車線 0.75 (cd/m ²) 千鳥	40VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50 (km/h) 2 車線 0.95 (cd/m ²) 千鳥	50VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60 (km/h) 2 車線 1.15 (cd/m ²) 千鳥	65VA
	x	設計速度 40 (km/h) 2 車線 1.5 (cd/m ²) 千鳥	65VA
	y	設計速度 40 (km/h) 2 車線 1.5 (cd/m ²) 向合せ	40VA
	z	設計速度 50 (km/h) 2 車線 1.9 (cd/m ²) 千鳥	75VA
	aa	設計速度 50 (km/h) 2 車線 1.9 (cd/m ²) 向合せ	50VA
	bb	設計速度 60 (km/h) 2 車線 2.3 (cd/m ²) 千鳥	95VA
	cc	設計速度 60 (km/h) 2 車線 2.3 (cd/m ²) 向合せ	65VA
高速自動車国道等	dd	設計速度 70 (km/h) 2 車線 3.2 (cd/m ²) 千鳥	95VA
	ee	設計速度 70 (km/h) 2 車線 3.2 (cd/m ²) 向合せ	65VA
	ff	設計速度 80 (km/h) 2 車線 4.5 (cd/m ²) 千鳥	125VA
	gg	設計速度 80 (km/h) 2 車線 4.5 (cd/m ²) 向合せ	95VA

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成 27 年 3 月 国土交通省)による。
 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表 3 トンネル照明器具(入口照明)の標準皮相電力

種 別	標準皮相電力
NH70W 相当	50VA
NH110W 相当	75VA
NH150W 相当	105VA
NH180W 相当	160VA
NH220W 相当	205VA
NH270W 相当	250VA
NH360W 相当	290VA

- 備考) 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当の LED トンネル照明器具をさす。

タイル	セラミックタイル	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="606 958 1366 1827"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ゴム</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材																											
廃ゴム																											
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											

7-(4) 公共工事関連

<p>建具</p>	<p>断熱サッシ・ドア</p>	<p>【判断の基準】 ○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ①複層ガラスを用いたサッシであること。 ②二重サッシであること。 ③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</p> <p>【配慮事項】 ①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。 ②エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>
-----------	-----------------	--

備考) 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成26年経済産業省告示第234号）、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成26年経済産業省告示第235号）による。

品目分類	品目名	判断の基準等
製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。</p>
	集成材 合板 単板積層材 直交集成板	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

7-(4) 公共工事関連

品目分類	品目名	判断の基準等
フローリング	フローリング	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事に於いて使用されるものとする。

2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

品目分類	品目名	判断の基準等
再生木質 ボード	パーティクル ボード 繊維板 木質系セメン ト板	<p>【判断の基準】</p> <p>①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む。)等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p>

		<p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】 ○合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む。）等の再生資源以外の木質材料にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--	--	--

- 備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。
- 2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 3 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準の③について、JIS A 5908 及び JIS A 5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

<p>木材・プラスチック複合材製品</p>	<p>木材・プラスチック再生複合材製品</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。</p> <p>②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。</p> <p>③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p> <p>【配慮事項】 ○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p>
-----------------------	-------------------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準①②及び③については、JISA 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
- 3 判断の基準①③及び④については、JISA 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60,R70,R80 及び R90 は本基準を満たす。

7-(4) 公共工事関連

品目分類	品目名	判断の基準等
ビニル系床材	ビニル系床材	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p>

備考) JISA5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

品目分類	品目名	判断の基準等
断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①フロン類が使用されていないこと。</p> <p>②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○押出式ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材、硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種及び硬質ウレタンフォーム断熱材 3 種については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>

備考) 1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 64 号) 第 2 条第 1 項に定める物質をいう。

2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」(平成 25 年 12 月経済産業省告示第 270 号) による。

3 「硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種」、「硬質ウレタンフォーム断熱材 3 種」とは、それぞれ JIS A 9521 に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が 2 種のもの、3 種のものをいう。

品目分類	品目名	判断の基準等
照明機器	照明制御システム	【判断の基準】 ○連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。
変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
- ② H種絶縁材料を使用するもの
- ③ スコット結線変圧器
- ④ 3以上の巻線を有するもの
- ⑤ 柱上変圧器
- ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
- ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
- ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨ 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
- ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種別	相数	区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
		定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単 相	50Hz		$E=11.2S^{0.732}$
		60Hz		$E=11.1S^{0.725}$
	三 相	50Hz	500kVA以下	$E=16.6S^{0.696}$
			500kVA超	$E=11.1S^{0.809}$
		60Hz	500kVA以下	$E=17.3S^{0.678}$
			500kVA超	$E=11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単 相	50Hz		$E=16.9S^{0.647}$
		60Hz		$E=15.2S^{0.691}$
	三 相	50Hz	500kVA以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500kVA超	$E=22.7S^{0.718}$
		60Hz	500kVA以下	$E=22.3S^{0.674}$
			500kVA超	$E=19.4S^{0.737}$

7-(4) 公共工事関連

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用するものをいう。
 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率（単位：W）
 S：定格容量（単位：kVA）
 4 表の規定は、JIS C 4303 及びC 4306 並びに日本電機工業会規格 1500 及び 1501 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあっては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
 5 エネルギー消費効率については、JIS C 4304 「7.4 エネルギー消費効率」及びJIS C 4306 「7.4 エネルギー消費効率」による。

品目分類	品目名	判断の基準等
空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ①冷房の成績係数が表1に示された区分の数値以上であること。 ②冷房の期間成績係数表2に示された区分の数値以上であること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が105kW以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。
 2 吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622による。

表1 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が352kW未満	1.20

表2 冷房の期間成績係数

区 分	期間成績係数
冷凍能力が352kW以上	1.45

品目分類	品目名	判断の基準等
空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。
 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW} \cdot \text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW} \cdot \text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW} \cdot \text{h)}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
- 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表 2 に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表 3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

7-(4) 公共工事関連

品目分類	品目名	判断の基準等
空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

2 期間成績係数 (APFp) の算出方法は、JIS B 8627による。

表 期間成績係数

区 分	期間成績係数 (APFp)
冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上
冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上
冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上
冷房能力が56kW以上	1.70以上

品目分類	品目名	判断の基準等
空調用機器	送風機 ポンプ	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモータが使用されていること。

備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ)で規定される低圧トップランナーモータとする。

2 送風機の適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

3 ポンプの適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

品目分類	品目名	判断の基準等
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	<p>【判断の基準】</p> <p>○排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>

- 備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質ポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。
- 2 「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58 で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。
- 3 「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。
- 4 「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797 の3. a)4)、JIS K 9798 の3. a)4)及びAS 58の3.1による。

表 リサイクル材料使用率

管の区分	管の種類	重量比
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%

品目分類	品目名	判断の基準等
衛生器具	自動水栓	<p>【判断の基準】</p> <p>○電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。</p>
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	<p>【判断の基準】</p> <p>○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。</p>
	大便器	<p>【判断の基準】</p> <p>○洗浄水量が6.5L/回以下であること。</p>

- 備考) 1 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。
- 2 大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。
- 3 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																		
排出ガス対策型建設機械	<p>【判断の基準】</p> <p>○別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。</p> <p>別表1 トンネル工専用建設機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレードを装着したものを含む</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ・クローラローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> <tr> <td>トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 一般工専用建設機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザー</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	摘 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレードを装着したものを含む	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	機 種	摘 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ブルドーザー	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下
機 種	摘 要																		
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレードを装着したものを含む																		
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下																		
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																		
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																		
機 種	摘 要																		
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																		
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																		
ブルドーザー	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																		

排出ガス対策型建設機械(つづき)	第2次基準値										
	対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)					
	出力区分										
	8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40					
	19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40					
	37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40					
	75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40					
130kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40						
<p>1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。</p> <p>2. トンネル工専用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</p>											
<p>○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものであること。</p> <p>別表3 トンネル工専用建設機械</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドリルジャンボ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> </tbody> </table>						機 種	摘 要	ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)	コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)
機 種	摘 要										
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)										
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)										

別表4 一般工事中用建設機械					
機 種	摘 要				
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)				
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式				
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事中用機械で独立したもの				
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振 動ローラ				
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン				
第1次基準値					
出力区分	対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5kW以上15kW未満		2.4	12.4	5.7	50
15kW以上30kW未満		1.9	10.5	5.7	50
30kW以上272kW以下		1.3	9.2	5	50
1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。 2. トンネル工事中用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。					

備考) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

7-(4) 公共工事関連

低騒音型 建設機械	【判断の基準】 ○建設機械の騒音の測定値が別表5に掲げる値以下のものであること。		
	(別表5)		
	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
	ブルドーザー	P < 55	102
		55 ≤ P < 103	105
		103 ≤ P	105
	バックホウ	P < 55	99
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P < 206	106
		206 ≤ P	106
	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P < 206	107
		206 ≤ P	107
トラクターショベル	P < 55	102	
	55 ≤ P < 103	104	
	103 ≤ P	107	
クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	
	55 ≤ P < 103	103	
	103 ≤ P < 206	107	
	206 ≤ P	107	
バイブロハンマー		107	
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P < 55	98	
	55 ≤ P < 103	102	
	103 ≤ P	104	
アースオーガ	P < 55	100	
	55 ≤ P < 103	104	
	103 ≤ P	107	
オールケーシング掘削機	P < 55	100	
	55 ≤ P < 103	104	
	103 ≤ P < 206	105	
	206 ≤ P	107	
アースドリル	P < 55	100	
	55 ≤ P < 103	104	
	103 ≤ P	107	
さく岩機 (コンクリート ブレーカー)		106	

低騒音型 建設機械 (つづき)	ロードローラー	P < 55	101
	タイヤローラー	55 ≤ P	104
	振動ローラー		
	コンクリートポンプ (車)	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	103
		103 ≤ P	107
	コンクリート圧碎機	P < 55	99
		55 ≤ P < 103	103
		103 ≤ P < 206	106
		206 ≤ P	107
アスファルトフィニッシャー	P < 55	101	
	55 ≤ P < 103	105	
	103 ≤ P	107	
コンクリートカッター		106	
空気圧縮機	P < 55	101	
	55 ≤ P	105	
発動発電機	P < 55	98	
	55 ≤ P	102	

備考) 本項の2品目とも、工事管理室に単価が設定されている

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等	備考
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。</p>	<p>【埋め戻し材、盛り土材等】</p> <p>○現場の規模・周辺環境等を考慮して採用の可否の決定を行うこと。</p> <p>※現場の条件に合わせた見積・積み上げによる積算を行う。</p>
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	<p>【判断の基準】</p> <p>①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。</p> <p>②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>	<p>【埋め戻し材、盛り土材等】</p> <p>○「札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領」・「建設汚泥の現場内再利用に係る基準」に定める基準を満足すること。</p> <p>○現場の規模・周辺環境等を考慮して採用の可否の決定を行うこと。</p> <p>※現場の条件に合わせた見積・積み上げによる積算を行う。</p>
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。</p>	<p>【路盤、基礎砕石等】</p> <p>○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）に基づいて適正な処理を行うこと。</p> <p>○現場の規模・周辺環境等を考慮して採用の可否の決定を行うこと。</p> <p>※現場の条件に合わせた見積・積み上げによる積算を行う。</p>
舗装（表層）	路上表層再生工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置で表層を再生する工法であること。</p>	<p>○アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。</p>

備考) 専用機械を利用した連続施工が可能である現場において使用するものとする。

表5【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。
	透水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。

備考) 【排水性舗装】

道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

【透水性舗装】

雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

品目分類	品目名	判断の基準等
屋上緑化	屋上緑化	【判断の基準】 ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮事項】 ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。